

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 中小企業・小規模事業者の皆さまへ

当協会では、県内6か所の営業店・支店に「**経営相談窓口**」を開設し、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者の皆さまからの資金調達や既存借入金の返済猶予・返済軽減などのご相談を受け付けております。

また、売上等が減少している事業者様向けに「**福島県緊急経済対策資金 新型コロナウイルス対策特別資金**」などの特別保証制度も設けておりますので、お近くの営業店・支店、またはお取引のある金融機関までご相談ください。

特別相談窓口

平日 9:00～17:15

	電話	担当地域
福島営業店	☎024 (526) 1530	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡
郡山支店	☎024 (932) 2769	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）
白河支店	☎0248 (24) 0156	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町
会津支店	☎0242 (23) 9171	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡
いわき支店	☎0246 (23) 3570	いわき市
相双支店	☎0244 (23) 5105	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡

各店舗の住所はこちらをご覧ください。 → <https://www.fukushima-cgc.or.jp/about/office/>

休日電話相談

土・日・祝日 9:00～17:00

総務部 総務企画課 ☎024 (526) 2331

※休日は、県内全域のご相談を上記の電話番号にてお受けしています。

福島県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」

新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）

（新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた中小企業者のための融資）

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けた中小企業者の皆様の資金繰りに、信用保証協会の別枠保証を活用した **実質無利子型** の制度です。

取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、信用組合、(株)商工組合中央金庫		
融資対象者	売上高等減少	利子補給	保証料
	① 個人事業主 ▲5%以上 (事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る)	3年間100%	事業者負担ゼロ
	② 小・中規模事業者（上記を除く） ▲5%以上	3年間100%	事業者負担1/2
	③ 小・中規模事業者（上記を除く） ▲15%以上	3年間100%	事業者負担ゼロ
融資限度額	運転資金、設備資金 3,000万円（併用時は3,000万円限度）		
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）		
融資利率	当初3年間無利子 （固定年1.5%以内）		
信用保証料率	上記対象者①、③は、全期間保証料ゼロ 上記対象者②は、全期間保証料1/2 （年0.85%） ※ 条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります セーフティネット保証4号及び危機関連保証については責任共有制度対象外100%保証、セーフティネット保証5号は責任共有制度対象		
取扱期間	令和2年5月1日から12月31日まで受け付けたもので、かつ同年5月1日から令和3年1月31日までに融資実行されたもの。		
必要書類	売上等減少に関する市町村長の認定が必要になります		

融資については、金融機関・保証協会の審査により決定されます。

制度毎の融資限度額のほかに合算での利用限度額がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

主な国制度融資一覧

コロナウイルス感染症関連の主な国の制度融資は下記のとおりです。
 売上等の減少度合いによりご利用いただける制度が異なりますのでご注意ください。

売上高等減少率	20%以上	15%以上	5%以上
制度名称	セーフティネット保証4号 (略称：SN4号)	危機関連保証 (略称：危機関連)	セーフティネット保証5号 (略称：SN5号)
融資限度額	2億8,000万円	2億8,000万円	2億8,000万円
融資期間	運転 10年以内 設備 20年以内	10年以内 (うち据置期間2年以内)	運転 10年以内 設備 20年以内
融資利率	金融機関所定利率		
信用保証料率	年0.80%		年0.75%
連帯保証人	法人は原則代表者のみ、個人は原則不要		
担保	必要に応じ		
必要書類	売上等減少に関する市町村長の認定が必要になります。		

各制度の詳しい内容は4～6ページをご覧ください。
 制度毎の融資限度額のほかに合算での利用限度額がございます。詳しくは窓口にお問い合わせください。

主な県制度融資一覧

コロナウイルス感染症関連の主な県制度融資は下記のとおりです。
 上記の国の制度融資に県独自の枠組みを設け、よりご利用いただきやすい制度となっています。

売上等減少率	20、15、5%以上 (危機関連、SN4、5号)	20%以上 (SN4号)	15%以上 (危機関連)	5%以上 (SN5号)	3%以上 (一般)
制度名称	・福島県緊急経済対策資金 「新型コロナウイルス対策特別資金」		・福島県緊急経済対策資金 「外的変化対応資金」		
融資限度額	【実質無利子型】 3,000万円	8,000万円	5,000万円	運転5,000万円 設備7,000万円	
融資期間	10年以内 (うち据置5年以内)	10年以内 (うち据置1年以内)	10年以内 (うち据置1年以内)	10年以内 (うち据置3年以内)	
融資利率	当初3年間無利子 (固定年1.5%以内)	固定年1.5%以内	固定年1.7%以内	変動年1.5%以内 固定年2.0%以内	
信用保証料率	事業者負担ゼロもしくは 1/2 (年0.85%)	年0.50%	年0.70%	年0.65%	0.35%～ 1.35%
連帯保証人	法人は原則代表者のみ、個人は原則不要				
担保	必要に応じ				
必要書類	売上等減少に関する市町村長の認定が必要になります。				売上等減少に関する資料が必要になります。

各制度の詳しい内容は2、7～10ページをご覧ください。
 制度毎の融資限度額のほかに合算での利用限度額がございます。詳しくは窓口にお問い合わせください。

セーフティネット保証4号（国制度）

県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、**売上等が20%以上減少している（見込みを含む）事業者向け**の制度です。

取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、信用組合、(株)商工組合中央金庫
融資対象	県内に事業所を有する中小企業者であり、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。 （※セーフティネット保証4号）
資金使途	運転資金、設備資金及び借換資金 ただし、同一資金使途に対する他保証制度（別口保証）との併用はできないものとする。
融資限度額	原則、無担保保証 8,000万円、有担保保証 2億円 （ただし組合等は原則、無担保保証 8,000万円、有担保 4億円）
融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内
融資利率	金融機関所定利率
保証人・担保	法人・組合：原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。 個人：必要により連帯保証人、担保を徴する。
信用保証料率	年0.80%（責任共有対象外） ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%割引した料率が適用される。
返済方法	分割返済とする。ただし融資期間1年以内のときは、一括返済も可とする。
その他	セーフティネット保証4号に係る市町村長の認定書が必要。

※セーフティネット保証4号の具体的な認定基準は以下のとおりです。

- （イ）申請者が法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において3か月以上継続して事業を行っていること。（業歴については、原則「1年以上」であるところ、令和2年3月13日より「3か月以上」に緩和。）
- （ロ）法第2条5項4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下、「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少することが見込まれること。

危機関連保証（国制度）

県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、**売上等が15%以上減少している（見込みを含む）事業者向け**の制度です。

取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、信用組合、(株)商工組合中央金庫
融資対象	県内に事業所を有する中小企業者であり、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。（ 危機関連保証 ）
資金使途	経営の安定に必要な事業資金
融資限度額	原則、無担保保証 8,000万円、有担保保証 2億円 （ただし組合等は原則、無担保保証 8,000万円、有担保 4億円）
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	金融機関所定利率
保証人・担保	連帯保証人：原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない 担保：必要に応じ
信用保証料率	年0.80%（責任共有対象外） ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%割引した料率が適用される。
返済方法	分割返済とする。
その他	危機関連保証に係る市町村長の認定書が必要。

※危機関連保証の具体的な認定基準は以下のとおりです。

- （イ）金融取引に支障を来しているもので、禁輸取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっているもの。
- （ロ）法第2条6項の規定による経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことによる我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

セーフティネット保証5号（国制度）

県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、**売上等が5%以上減少している（見込みを含む）事業者向け**の制度です。

取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、信用組合、(株)商工組合中央金庫
融資対象	県内に事業所を有する中小企業者であり、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。 （※セーフティネット保証5号）
資金使途	運転資金、設備資金及び借換資金 ただし、同一資金使途に対する他保証制度（別口保証）との併用はできないものとする。
融資限度額	原則、無担保保証 8,000万円、有担保保証 2億円 （ただし組合等は原則、無担保保証 8,000万円、有担保 4億円）
融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 20年以内
融資利率	金融機関所定利率
保証人・担保	法人・組合：原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。 個人：必要により連帯保証人、担保を徴する。
信用保証料率	年0.75%（ 責任共有対象 ） ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%割引した料率が適用される。
返済方法	分割返済とする。ただし融資期間1年以内のときは、一括返済も可とする。
その他	セーフティネット保証5号に係る市町村長の認定書が必要。

※セーフティネット保証5号の具体的な認定基準は以下のとおりです。

- （イ）申請者が、法第2条5項5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、施行の日から令和2年6月30日までの間、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して5%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。
（上記の基準は新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業者のみ）

（ロ）省略

福島県緊急経済対策資金「新型コロナウイルス対策特別資金」 (セーフティネット保証4号要件)

県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、**売上等が20%以上減少している（見込みを含む）事業者向け**の制度です。

取扱金融機関	県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、(株)商工組合中央金庫
融資対象	県内に事業所を有する中小企業者であり、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。 (※セーフティネット保証4号)
資金使途	運転資金、設備資金 信用保証協会の保証付き既存借入金（責任共有制度の対象保証は除く）の借換・一本化も可能。
融資限度額	運転資金、設備資金 8,000万円 運転資金と設備資金を併用する場合は、8,000万円を限度とする。
融資期間	10年以内（うち据置期間1年以内）
融資利率	固定 年1.5%以内
保証人・担保	法人・組合：原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。 個人：必要により連帯保証人、担保を徴する。
信用保証料率	年0.50%（責任共有対象外） ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%割引した料率が適用される。
返済方法	分割返済とする。ただし融資期間1年以内のときは、一括返済も可とする。
その他	セーフティネット保証4号に係る市町村長の認定書が必要。

※セーフティネット保証4号の具体的な認定基準は以下のとおりです。

- (イ) 申請者が法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において3か月以上継続して事業を行っていること。（業歴については、原則「1年以上」であるところ、令和2年3月13日より「3か月以上」に緩和。）
- (ロ) 法第2条5項4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下、「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少することが見込まれること。

※次ページの危機関連保証要件と併用してご利用できますが、合算での利用限度があります。

福島県緊急経済対策資金「新型コロナウイルス対策特別資金」 (危機関連保証要件)

県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、**売上等が15%以上減少している(見込みを含む)事業者向け**の制度です。

取扱金融機関	県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、(株)商工組合中央金庫
融資対象	県内に事業所を有する中小企業者であり、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく特例中小企業者であると認められた者。 (※危機関連保証)
資金使途	運転資金、設備資金 信用保証協会の保証付き既存借入金（責任共有制度の対象保証は除く）の借換・一本化も可能。
融資限度額	運転資金、設備資金 8,000万円 運転資金と設備資金を併用する場合は、8,000万円を限度とする。
融資期間	10年以内（うち据置期間1年以内）
融資利率	固定 年1.5%以内
保証人・担保	法人・組合：原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。 個人：必要により連帯保証人、担保を徴する。
信用保証料率	年0.50%（責任共有対象外） ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%割引した料率が適用される。
返済方法	分割返済とする。
その他	危機関連保証に係る市町村長の認定書が必要。

※危機関連保証の具体的な認定基準は以下のとおりです。

- (イ) 「令和二年新型コロナウイルス感染症」に起因して、金融取引に支障を来たしているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっているもの。
- (ロ) 法第2条6項の規定による経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことによる我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

※前ページのセーフティネット保証4号要件と併用してご利用できますが、合算での利用限度があります。

福島県緊急経済対策資金「外的変化対応資金（危機関連保証）」

県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、**売上等が15%以上減少している（見込みを含む）事業者向け**の制度です。

取扱金融機関	県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、(株)商工組合中央金庫
融資対象	県内に事業所を有する中小企業者であり、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。（ 危機関連保証 ）
資金使途	運転資金、設備資金 それぞれの要件に係る本制度の既存借入金の本化・借換も可能。
融資限度額	運転資金、設備資金 5,000万円 運転資金と設備資金を併用する場合は、5,000万円を限度とする。
融資期間	10年以内（うち据置期間1年以内）
融資利率	固定 年1.7%以内
保証人・担保	法人・組合：原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。 個人：必要により連帯保証人、担保を徴する。
信用保証料率	年0.70%（責任共有対象外） ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%割引した料率が適用される。
返済方法	分割返済とする。
その他	危機関連保証に係る市町村長の認定書が必要。

※危機関連保証の具体的な認定基準は以下のとおりです。

- (イ) 「令和二年新型コロナウイルス感染症」に起因して、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっているもの。
- (ロ) 法第2条6項の規定による経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことによる我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

福島県緊急経済対策資金「外的変化対応資金（セーフティネット保証5号）」

県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、**売上等が5%以上減少している（見込みを含む）事業者向け**の制度です。

取扱金融機関	県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、(株)商工組合中央金庫
融資対象	県内に事業所を有する中小企業者であり、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。 （※セーフティネット保証5号）
資金使途	運転資金、設備資金 それぞれの要件に係る本制度の既存借入金の一括化・借換も可能。
融資限度額	運転資金、設備資金 5,000万円 運転資金と設備資金を併用する場合は、5,000万円を限度とする。
融資期間	10年以内（うち据置期間1年以内）
融資利率	固定 年1.7%以内
保証人・担保	法人・組合：原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。 個人：必要により連帯保証人、担保を徴する。
信用保証料率	年0.65%（責任共有対象） ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%割引した料率が適用される。
返済方法	分割返済とする。
その他	セーフティネット保証5号に係る市町村長の認定書が必要。

※セーフティネット保証5号の具体的な認定基準は以下のとおりです。

- （イ）申請者が、法第2条5項5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、施行の日から令和2年6月30日までの間、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して5%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。
（上記の基準は新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業者のみ）

（ロ）省略

福島県緊急経済対策資金「外的変化対応資金（一般）」

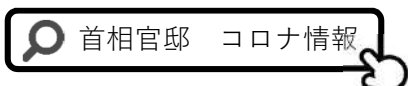
県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、**売上等が３％以上減少している（見込みを含む）事業者向け**の制度です。

取扱金融機関	県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、(株)商工組合中央金庫																										
融資対象	自然災害の影響により、事業活動に影響を受けている者で次のいずれかに該当すること。 ア) 自然災害の影響を受け最近３か月間又は６か月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが、原則として前年同期に比し３％以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。 イ) 自然災害の影響を受けている製品等の売上高又は災害により影響を受けている者との取引額が、原則として前年同期に比し３％以上減少し、又は減少する見込みが確実であること。この場合には、当該事業者の売上高等が、その当該期間に対前年比減となっていること。																										
資金使途	運転資金、設備資金 信用保証協会の保証付き既存借入金（責任共有制度の対象保証は除く）の借換・一本化も可能。																										
融資限度額	運転資金　５,０００万円 設備資金　７,０００万円 運転資金と設備資金を併用する場合は、７,０００万円を限度とする。																										
融資期間	１０年以内（うち据置期間３年以内）																										
融資利率	変動　年１.５％以内 固定　年１.７％以内																										
保証人・担保	法人・組合：原則として連帯保証人１名以上とし、必要により担保を徴する。 個人：必要により連帯保証人、担保を徴する。																										
信用保証料率	決算内容等に応じて、下記の①～⑨の信用保証料率を適用。 <table><tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>1.35%</td><td>1.25%</td><td>1.10%</td><td>0.95%</td><td>0.85%</td><td>0.80%</td><td>0.70%</td><td>0.50%</td><td>0.35%</td></tr></table> ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年０.１％、有担保保証は年０.１％それぞれ割り引いた料率が適用される。									①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																			
1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%																			
返済方法	分割返済とする。																										

(参考) コロナウイルス感染症関連情報

首相官邸 「新型コロナウイルス感染症 ご利用くださいお役立ち情報」

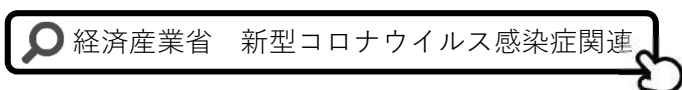
首相官邸ホームページにおいて、総合的な情報案内がされています。
詳しくは検索または下記リンクをご覧ください。



https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_index.html

経済産業省 「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

経済産業省のホームページにおいて、事業者の方への資金繰り支援、助成金の特例措置、
納税猶予等に関する情報案内がされています。詳しくは検索または下記リンクをご覧ください。



<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

福島県 帰国者・接触者相談センター

福島県内において感染の疑いがある方は、医療機関を受診する前に、まずは「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。各地区の相談窓口は下記のとおりです。

平日 9:00～17:00

※時間外・土日祝日は、下記電話番号におかけの上、案内に従ってご連絡ください。

各保健所	電話番号
県北保健所 (県北保健福祉事務所)	☎024 (534) 4108
県中保健所 (県中保健福祉事務所)	☎0248 (75) 7827
県南保健所 (県南保健福祉事務所)	☎0248 (21) 8188
会津保健所 (会津保健福祉事務所)	☎0242 (29) 5203
南会津保健所 (南会津保健福祉事務所)	☎0241 (63) 0306
相双保健所 (相双保健福祉事務所)	☎080 (2807) 0489
福島市保健所	☎024 (535) 8662
郡山市保健所	☎024 (924) 2163
いわき市保健所	☎0246 (27) 8596